

時期	復旧・復興段階
区分	教育・文化
分野	文化財等
検証項目	埋蔵文化財等

根拠法令・事務区分	災害対策基本法、文化財保護法
執行主体	国、県、市町等
財源	国庫補助1 / 2
概要	<p>災害発生後においては、復興を推進するための各種開発事業が行われることになるが、その場合であっても、文化財保護法の規定により包蔵地の発掘調査や新たに発見された場合の緊急発掘調査等を実施する必要がある。</p> <p>兵庫県は全国で最も埋蔵文化財の数が多い地域であり、被災地域で遺跡が被害を受けたのは県内8市6町で約254haであった。</p> <p>発災後、尼崎市内で近畿地方最古の大型建物跡が見つかり、歴史的にも貴重な発見となったが、開発行為によって結果的に姿を消すこととなった。開発行為と埋蔵文化財保護の整合をいかに図るべきかという点については、文化財保護法の改正により地方公共団体に大幅に権限が委譲されたことにより、どのような方針で対応していくかが課題となっている。特に、災害時においては、限られた期間に開発行為が集中することから、復興事業と埋蔵文化財保護の整合については大きな問題となることが考えられる。</p>

阪神・淡路大震災時における取組内容とその結果	
国	<p>阪神・淡路大震災に対してとった措置</p> <p>【文化庁】</p> <p>阪神・淡路大震災に伴う復旧工事に係る埋蔵文化財の当面の取扱いについて（通知）（庁保記第144号、平成7年2月23日）により、阪神・淡路大震災に伴う復旧工事に関しては、当分の間、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第57条の2、第57条の3、第57条の5及び第57条の6の規定による届出及び通知を要しないとの取扱いとした。対象となる復旧工事の範囲は、阪神・淡路大震災に伴う、電気、ガス、上下水道、電話、道路、河川、橋梁、鉄道等の復旧、仮設住宅の建設、損壊又は焼失した建物その他の工作物の撤去又は整地、その他緊急を要する復旧工事、で平成7年5月末までに着工するものとした。[『阪神・淡路大震災に伴う復旧工事に係る埋蔵文化財の当面の取扱いについて（通知）』（庁保記第144号）]</p> <p>阪神・淡路大震災に伴う復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財の取扱いに関する基本方針について（通知）（庁保記第144号、平成7年3月29日）により、平成7年6月1日以降における埋蔵文化財の取扱いの基本方針を次のように定めた。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1 取扱いの基本原則</p> <p>(1) 被災地の置かれた状況に鑑み、早急な復興が急務であるとの認識を基本とし、復旧・復興事業の円滑な推進と埋蔵文化財の保護の整合を図るものとする。</p> <p>(2) 埋蔵文化財の保護については、上記の原則を踏まえつつ、被災地の実状に合わせて、適切な措置を執るものとする。</p> <p>(3) 関係の府県は、この「基本方針」に基づき、市町村の意見をきいて「適用要領」を定め、復旧・復興事業と関係する埋蔵文化財の具体的な取扱いに遺漏のないよう措置するものとする。</p> <p>2 適用範囲等</p> <p>(1) この「基本方針」は、阪神・淡路大震災の復旧・復興に係る事業（被災建物その他の工作物の撤去・整地・修理・復旧等、被災地域等における建物その他の工作物の新設、土地区画整理事業等）の実施に伴う埋蔵文化財の取扱いについて適用するものとする。</p> <p>(2) この「基本方針」の適用期間は、平成7年6月1日から平成10年5月31日まで（平成10年5月31日までに文化財保護法第57条の2その他の規定による手続を行ったものまで）とする。</p> <p>なお、復旧・復興事業の進捗状況等に鑑み適用期間の延長が必要な場合は、別途検討し必要な措置を執るものとする。</p> </div>

	<p>とする。</p> <p>3 埋蔵文化財の取扱い等 (1) 復旧・復興事業等に係る埋蔵文化財の取扱いは、次のとおりとする。</p> <p>ア) 事前の確認調査 埋蔵文化財の取扱いに関する判断は、原則として、周辺地域における従前の発掘調査等に基づく既存の知見によって行うものとする。 ただし、周知の埋蔵文化財包蔵地内であって、既存の知見がなく、確認調査を行うことが事業の円滑・迅速な実施に資すると考えられる場合は、状況に応じて確認調査を行いその結果によるものとする。</p> <p>イ) 発掘調査等 a) 復旧・復興事業については、可能な限り盛土又は掘削が遺構面に達しない工法を採ること等により遺構の損壊を避けるよう指導するものとする。 b) 記録保存のための発掘調査は、原則として、工事による掘削が遺構を損壊する場合に限って行うものとする。 ただし、被災前の規模・構造を大きく改変しないで行われる建物その他の工作物の復旧については、発掘調査を要しないものとする。 c) 発掘調査の範囲・方法・内容については、各具体的な埋蔵文化財の種類、内容、遺構の遺存状況等を総合的に勘案し、弾力的に対応するものとする。</p> <p>(2) 「適用要領」の策定及び運用に際しての留意事項 この「基本方針」に即して「適用要領」を定め、又は各具体的な埋蔵文化財の取扱いを定めるに際しては、次の事項に留意するものとする。</p> <p>ア) 個人の住宅・店舗、小規模又は簡易な集合住宅、電気・水道等の生活関連公共施設、道路の改修・新設等、住民の生活に密着しており、埋蔵文化財への影響が比較的少ない事業に対する対応については、復旧等の迅速な推進に支障を生じないよう配慮すること。</p> <p>イ) 大規模な集合住宅・事業所・公共施設の改修・新設等、相当程度の埋蔵文化財への影響が予想される事業に対する対応については、事業実施に関する時間的余裕等事業者側の諸事情に配慮しつつ事業と埋蔵文化財の取扱い内容を調整し、埋蔵文化財の適切な保護に遺漏のないよう措置すること。</p> <p>ウ) 土地区画整理事業等相当範囲にわたり都市の基盤全体に係わって行われる復興事業に対する対応については、その事業計画の段階から事業者側と調整し、埋蔵文化財の調査等を当該事業の内容・進行過程の一部として取り込むこと等により、事業の円滑な推進と埋蔵文化財の適切な保護に遺漏のないよう措置すること。</p> <p>(3) 発掘調査等の体制 事前の確認調査及び記録保存のための発掘調査の実施については、全国的な協力を得て、各府県において市町村に対する支援等の措置を執り、調査組織を集中的に投入するなど、迅速な対応に努めるものとする。</p> <p>[『阪神・淡路大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財の取扱いに関する基本方針について（通知）』（庁保記第144号）] 各都道府県に対して、埋蔵文化財専門職員の兵庫県教育委員会に対する派遣を依頼し、全国的な応援体制を整えた。[『震災対策の充実のために 阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて』総務庁行政監察局,p138]</p> <p>阪神・淡路大震災に対してとった措置の結果 (成果「県」「市町」参照) (埋蔵文化財等の被害状況調査 ID49参照)</p>
県	<p>阪神・淡路大震災に対してとった措置 埋蔵文化財の緊急調査</p> <ul style="list-style-type: none"> 文化庁通知を受けて、埋蔵文化財の具体的な取扱（平成7年4月28日教社文第191号兵庫県教育長通知）を定めるとともに、その円滑な推進には発掘調査に従事する調査員及び発掘調査経費の確保が不可欠と判断されたことから関係方面と協議を行った。[『阪神・淡路大震災 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p287] 調査員の確保については、文化庁及び近畿圏文化財担当部局に支援要請を行うとともに、全国知事会及び災害対策本部を通じて、全国都道府県埋蔵文化財専門職員の派遣要請を行った。[『阪神・淡路大震災 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p287] <p>発掘調査の現地説明会については30回実施した。</p> <p>阪神・淡路大震災に対してとった措置の結果</p>
市 町	<p>阪神・淡路大震災に対してとった措置 【神戸市】 神戸市においては、復旧・復興事業の進展に伴って、毎年12～13haもの発掘調査が生ずると予測</p>

	<p>されたことから、国の埋蔵文化財の取扱いに関する基本方針を踏まえ、県の埋蔵文化財の取扱適用要領にしたがって、埋蔵文化財発掘調査の緩和措置をとった。[『阪神・淡路大震災 神戸の教育の再生と創造への歩み』神戸市教育委員会,p157]</p> <p>阪神・淡路大震災に対してとった措置の結果</p> <p>【神戸市】</p> <p>復興事業に伴う届け出件数は、前年比2倍に増加したが、発掘調査件数は、緩和措置策により届け出の18%（前年30%）にとどまっている。[『阪神・淡路大震災 神戸の教育の再生と創造への歩み』神戸市教育委員会,p157]</p> <p>平成7年から9年にかけての3年間で要調査面積は54haと推定されたが、実施できたのは28haであり、年平均発掘箇所は110カ所におよんだ。さらに平成11年度末までに500カ所の調査が行われた。[端信行「まちづくりと地域文化の再生」『阪神・淡路大震災復興誌第6巻』（財）阪神・淡路大震災記念協会,p66]</p>
その他	<p>阪神・淡路大震災に対してとった措置</p> <p>阪神・淡路大震災に対してとった措置の結果</p>
阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組内容とその結果	
国	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組</p> <p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果</p>
県	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組</p> <p>兵庫県文化財保護審議会は、平成12年10月20日に「次世代への継承と新しい文化の創造のために21世紀における兵庫県の文化財行政について―」「循環型社会における歴史文化遺産の活用方策について」(兵庫県文化財保護審議会建議)を取りまとめた。[兵庫県教育委員会 http://www.hyogo-c.ed.jp/~shabun-bo/gyouseisi_tuhp/kengi/kengiyousi.htm]</p> <p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ○兵庫県教育委員会は、平成15年3月ふるさと文化の創造的伝承「歴史文化遺産活用構想」(素案)をまとめ、具体化を進めている。 ○埋蔵文化財包蔵地を記載した遺跡地図を作成。
市 町	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組</p> <p>神戸市は、阪神・淡路大震災の教訓や文化財保護法の改正など時代の変化に対応した文化財保護施策の必要性とともに神戸市独自で特色のある神戸らしい文化財を保護するため、平成9年3月に「神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例」を制定した。[『平成15年度「復興の総括・検証」報告書』神戸市,p103]</p> <p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果</p> <p>神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例の文化環境保存区域の指定箇所数は、平成11年現在で9カ所77.7haである。[神戸市 http://www.kobe-toshi-seibi.or.jp/matisen/1jouhou/seidosyokai/tokusyoku/jc3h01.htm]</p>
その他	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組</p> <p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果</p>
これまでの各方面からの指摘事項	
<p>結果的には、あの惨禍のなかであっても文化財の復旧を不要のものとして軽視する姿勢や発言は、ついぞ聞かれなかった。…(中略)…確かに文化財は被災地の復興から取り残されなかった。(中略)各地の復興事業に先立つ事前調査の現場には、数多くの地元住民が現地説明会に訪れ、各種の講演会にもまた多くの聴衆が集まった。住民たちは日常の生活に追われながらも、新たに明らかになる地元の歴史に無関心ではいられなかったのではないかと思う。(西川卓志「文化財の被災」『阪神・淡路大震災 - 震災復興6年の総括』西宮市)</p> <p>残った問題もある。遺跡保存という点で、震災復興での調査でみつかった遺構で保存されたものがないことである。近畿地方最古の大型建物跡が見つかった尼崎市武庫庄遺跡は弥生時代の年代見直しを迫る大発見で</p>	

<p>あったが、マンション建設のために姿を消した。しかし、このような事実は復興調査での特例でなく、広く日本の文化財行政の問題が生み出したものと見られる。（『阪神・淡路大震災復興誌第4巻』（財）阪神・淡路大震災記念協会）</p>
<p>課題の整理</p>
<p>埋蔵文化財の調査・記録等の体制整備 埋蔵文化財の保存に関する方針</p>
<p>今後の考え方など</p>
<p>○復旧事業による発掘調査で確認された遺構については、その内容によっては関係都道府県、市町村と協議して保存を図るよう努めるが、その際には被災地の住民感情等を充分把握した上で判断する。そのためには、各地方公共団体地元住民に対し、平素から埋蔵文化財保護行政の意味や発掘調査の成果などについて積極的な公開に努めることが必要である。文化庁では平成16年度から、「埋蔵文化財保存活用整備事業」を創設し、地方公共団体の行う普及啓発事業への補助を行っている。（文部科学省）</p> <p>○復興のスピードに応ずる迅速な調査が求められるが、それを達成するために行政間の広域的な支援の他、民間会社の導入も積極的に図ることが必要である。（神戸市）</p> <p>○発掘調査費用の公的負担範囲を明確にし、被災者と国民の双方の理解が得られるような支援策の策定に努めていく。（神戸市）</p> <p>迅速な調査のために、発掘調査に係る広域的な支援が必要と考える。（尼崎市）</p>